

平成 30 年度山形県インバウンド受入態勢整備事業費補助金の概要

■目的

知事は、山形県内の宿泊施設、観光施設、その他インバウンドの拡充に意欲のある民間事業者等（以下、「民間事業者」という。）が実施する外国人宿泊者数の増加や県内での消費拡大を促進する自発的な取組みを誘発することで、県全体の受入態勢レベルの底上げを図るとともに、外国人観光客の誘致拡大につなげる。

■補助のスキーム

民間事業者が行う以下の受入態勢整備に係る経費に対して補助を行うもの。

- ① 免税機器等の導入（免税手続きカウンターを含む。）
- ② キャッシュレス環境の整備
- ③ Wi-Fi 環境の整備
- ④ 外国語（多言語）表記の整備
- ⑤ インバウンドに対応した施設のユニバーサル環境整備
- ⑥ その他、知事が特に必要と認めるもの

■補助金額（県の補助分）

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1以内（補助上限額1,000千円。ただし、上記①に要する経費については400千円を上限とし、①～⑥の総額で上限額1,000千円とする。）

■募集期間

平成30年8月23日（木）～平成31年1月31日（木）

※平成31年2月28日（木）までに補助事業を完了すること。

■決定方法

先着（申請書受付※）順

ただし、商店街等の複数の店舗の免税手続きを一括で行う「免税手続きカウンター」の整備について平成30年9月末日までに申請があったものは、優先的に採択するものとする。

（交付決定総額が予算額に達した申請者までを採択する）

※ 内容に不備が無い申請をもって受付とする

■手続きの流れ

- ① 交付申請書提出（申請者→県）
- ② 交付決定通知（県→申請者）
- ③ 事業契約～着手～完成（申請者）
- ④ 実績報告書提出（申請者→県）
【補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は平成31年3月11日のいずれか早い日】
- ⑤ 検査及び額の確定通知（県→申請者）
- ⑥ 補助金支払い（県→申請者）

■申請書等提出、問合せ先

〒990-8570 山形市松波2-8-1
山形県インバウンド・国際交流推進課 原田
電 話 023-630-2289
FAX 023-630-2367
→申請書等の提出は、郵送もしくは持参